

第 1 章 総則

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)における保有個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。))第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。)の開示、訂正及び利用停止に関する事務は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。)、番号法及び機構の諸規程等によるほか、この取扱要領に基づいて処理するものとする。

第 2 章 個人情報保護窓口の設置

機構は、個人情報保護窓口を設け、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する相談、案内及び受付を行うものとする。

個人情報保護窓口には、個人情報保護の制度及び手続に関する資料、個人情報保護法第 75 条に規定する個人情報ファイル簿及びその他個人情報保護に関連する資料等を備え付け、開示請求等をしようとする者の便宜に供するものとする。

第 3 章 開示請求書の受付

1 開示請求書の受付

機構は、「保有個人情報開示請求書」(様式第 1 号)の提出を受けたときは、その記載事項及び開示請求手数料の納付を確認した上で、当該請求書を受け付けるものとする。なお、機構は、様式第 1 号によらない開示請求であっても、それが個人情報保護法第 77 条第 1 項に掲げる事項が記載されている書面によるものである場合は、その記載事項及び開示請求手数料の納付を確認した上で、これを受け付けるものとする。

2 本人確認

機構は、開示請求書の受付に際して個人情報保護法施行令第 21 条に定める書類により、開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人(以下「本人等」という。)であることを確認するものとする。なお、本人等のうち法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)においては、「委任状(開示請求)」(様式第 44 号)の提出を受けるものとする。

3 開示請求書の補正

機構は、当該請求書の記載に不備があると認められるときは、開示請求者の意思を確認し、補正により対応するよう努めるものとする。その場合において、開示請求者に対し文書で補正を求めるときは、「保有個人情報開示請求書の補正について(依頼)」(様式第 2 号)によるものとする。

また、明らかに請求先が異なる場合は、開示請求者に連絡し、当該文書を所管している行政機関又は他の独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)を教示した上で、開示請求者が了解すれば当該請求書を返戻し、了解しない場合は不開示決定を行うものとする。

4 開示請求書の移送

(1) 機構は、機構の保有個人情報に係る開示請求が、次のいずれかに該当すると認める場合は、当該行政機関の長又は他の独立行政法人等(以下「行政機関等の長等」という。)(ウに該当する場合は、当該保有個人情報に記録されている情報に関する事務を所掌する行政機関の長等)と、移送に関する協議を行うものとする。ただし、当該開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が、既に公にされ、若しくは公にする予定が明らかであると認められるとき又は番号法第 23 条に規定する情報提供等の記録(以下「情報提供等の記録」という。)であるときを除くものとする。なお、アからウに掲げる以外の場合に移送の協議をすることは妨げられないものとする。

ア 開示請求に係る保有個人情報が行政機関等から提供されたものであるとき

イ 開示請求に係る保有個人情報を記録した法人文書が行政機関等と共同で作成されたものであるとき

ウ 上記のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が行政機関等の事務・事業に係るものである場合等、行政機関等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき

- (2) 機構は、(1)に基づく移送に関する協議が整ったときは「保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について」(様式第3号)により当該開示請求書を移送するとともに、開示請求者に対し、事案を移送した旨を「保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について(通知)」(様式第5号)により通知するものとする。

第4章 開示・不開示審査及び決定

1 審査及び決定

機構は、別に定めるところにより、当該請求に係る保有個人情報について、個人情報保護法第78条各号に規定する不開示情報に該当するか否かを審査し、同法第82条第1項に基づく全部若しくは一部の開示又は同条第2項に基づく全部の不開示のいずれかを決定するものとする。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与

- (1) 機構は、当該開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合であって、当該情報が個人情報保護法第78条各号に該当するか否かを判断するに当たって当該第三者の意見を聴く必要があると認められるときは、当該第三者に対し、「保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第7号)により通知し、意見書の提出を求めることができるものとする。
- (2) 機構は、当該開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が、個人情報保護法第78条各号に規定する不開示情報に該当するものであるにもかかわらず、同法第78条第2号ロ若しくは同条第3号ただし書又は第80条により開示決定をしようとするときは、当該第三者に対し、「保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)」(様式第8号)により通知し、意見書の提出を求めるものとする。ただし、機構が合理的な努力を行ったにもかかわらず当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (3) 機構は、(1)又は(2)により第三者の意見書の提出を求める際には、当該第三者に、その様式として「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」(様式第9号)を示し、これにより意見の提出を求めるものとする。

3 開示決定の通知

- (1) 機構は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対し、「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」(様式第10号)により通知するものとする。この場合、2の(2)において第三者から反対意見書が提出されているときは、当該第三者に対し、開示決定を行った旨を「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)」(様式第11号)により通知するものとする。
- (2) 機構は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対し、「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」(様式第12号)により通知するものとする。
- (3) 上記の決定は、開示請求のあった日から30日以内に行うものとする。ただし、第3章の3により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- (4) 機構は、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(3)の期限を延長し、開示請求者に対し、「開示決定等の期限の延長について(通知)」(様式第13号)により延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- (5) 機構は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をする、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、期限の特例を決定し、開示請求者に対し、「保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」(様式第14号)によりその旨を通知するものとする。

第5章 開示の実施

1 開示の実施の方法等の申出書の確認

機構は、開示を受ける者から「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(様式第15号)(開示請求書に開示請求者が求める開示の方法が記載されている場合であって、その方法により開示を実施することができる場合は「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(様式第16号))の提出を受けたときは、その記載事項を確認した上で、当該申出書を受け付けるものとする。ただし、開示請求書に記載された開示請求者が求める開示の方法を変更しない場合であって、その実施が閲覧の方法による場合はこの限りでない。

2 開示の実施の方法

機構は、保有個人情報の開示を、次の方法により実施するものとする。ただし、機構は、閲覧の方法による保有個人情報の開示について、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、写しの交付の方法により行うことができるものとする。

なお、機構は、保有個人情報の部分開示を行う場合にあっては、不開示情報に係る部分を黒塗りした写しを作成するなど、適切な方法でこれを行うものとする。

- 1) 次の事項欄に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ次の説明欄に定めるものを閲覧する方法によるものとする。

事項	説明
ア 文書又は図画(イ及びウに該当するものを除く。)	当該文書又は図画
イ マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列一番(以下「A 一判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
ウ 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ)に印刷したもの

次の事項欄に掲げる文書又は図画の写しの交付は、それぞれ次の説明欄に定めるものを交付す

- 2) ることによるものとする。

事項	説明
ア 文書又は図画(イ及びウに該当するものを除く。)	当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A 列三番(以下「A 三判」という。)以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により A 一判若しくは日本産業規格 A 列二番(以下「A 二判」という。)の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したもの
イ マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列四番(以下「A 四判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 一判、A 二判又は A 三判の用紙に印刷したもの
ウ 写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙に印刷したもの

次の事項欄に掲げる電磁的記録についての個人情報保護法第 87 条第 1 項に定める方法は、それ

- 3) ぞれ次の説明欄に定める方法によるものとする。

事項	説明
ア 録音テープ又は録音ディスク	次に掲げる方法 a 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取 b 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付
イ ビデオテープ	次に掲げる方法 a 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴 b 当該ビデオテープをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
ウ 電磁的記録(イ及びエに該当するものを除く。)	次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一に結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。エにおいて同じ。) a 当該電磁的記録を A 三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧 b 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再

	生したものの閲覧又は視聴 c 当該電磁的記録を A 三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付 d 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
エ 電磁的記録(ウの d に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)	次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの a ウの a から c までに掲げる方法 b 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格 X6103、X6104 又は X6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。)に複写したものの交付 c 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6123 に適合するものに限る。)に複写したものの交付 d 当該電磁的記録を幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格 X6127、X6129、X6130 又は X6137 に適合するものに限る。)に複写したものの交付

第 6 章 手数料等の納付等

1 手数料の額

- (1) 個人情報保護法第 89 条第 4 項の手数料の額は、次の事項欄に掲げる手数料の区分に応じ、次の説明欄に定める額とする。

事項	説明
開示請求手数料	開示請求に係る法人文書 1 件につき 300 円。ただし、当該開示請求が、行政機関の長又は他の独立行政法人等から移送されたものである場合は、行政機関に開示請求があったものについては 300 円、独立行政法人等に開示請求があったものについては当該開示請求者が当該独立行政法人等に納付した手数料相当額を控除した額とする。

- (2) 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、上記(1)の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなすものとする。

- 1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 2) 1) に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

2 手数料の納付方法

開示請求手数料は、次の(1)から(4)までのいずれかの方法により納付するものとする。

- (1) 機構の事務所における現金納付
- (2) 現金書留の送付による納付
- (3) 定額小為替の送付による納付
- (4) 機構が指定した銀行口座への振込

3 写しの送付の求め

開示請求者が個人情報保護法施行令第 27 条により保有個人情報が記録されている法人文書の写しを求める場合の送付に要する費用は、郵便切手で納付しなければならないものとする。

4 手数料の免除

- (1) 特定個人情報に係る開示請求について、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは開示請求手数料を免除することができる。
- (2) 開示請求手数料の免除を受けようとする開示請求者は、「保有個人情報開示請求書」を提出する際に、併せて「開示請求手数料免除申請書」(様式第 41 号)及び添付書類として次のいずれかの書面を機構に提出しなければならない。
 - ア 生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあってはそれを証する書面
 - イ その他の事実を理由とする場合にあってはその事実を証する書面
- (3) 機構は、(2)に記載する書類の提出を受け、開示請求手数料の免除を行う場合には「開示請求

手数料の免除決定通知書」(様式第 42 号)により、免除を行わない場合には「開示請求手数料の免除をしない旨の決定通知書」(様式第 43 号)により当該開示請求者に通知するものとする。

第 7 章 訂正請求書の受付

1 訂正請求書の受付

機構は、個人情報保護法及び他の法令の規定に基づき開示された保有個人情報について、訂正請求者から「保有個人情報訂正請求書」(様式第 17 号)の提出を受けたときは、その記載事項を確認した上で、当該請求書を受け付けるものとする。

2 本人確認

機構は、訂正請求書の受付に際して個人情報保護法施行令第 28 条において読み替えて準用する同令第 21 条に定める書類により、訂正請求に係る保有個人情報の本人等であることを確認するものとする。なお、代理人においては、「委任状(訂正請求)」(様式第 45 号)の提出を受けるものとする。

3 訂正請求書の補正

機構は、当該請求書の記載に不備があると認められるときは、訂正請求者の意思を確認し、補正により対応するよう努めるものとする。その場合において、訂正請求者に対し文書で補正を求めるときは、「保有個人情報訂正請求書の補正について(依頼)」(様式第 18 号)によるものとする。

また、明らかに請求先が異なる場合は、訂正請求者に連絡し、当該保有個人情報を所管している行政機関等を教示した上で、訂正請求者が了解すれば当該請求書を返戻し、了解しない場合は不訂正決定を行うものとする。

4 訂正請求書の移送

- (1) 機構は、機構の保有個人情報に係る訂正請求が、次のいずれかに該当すると認める場合は、当該行政機関の長等(ウに該当する場合は、当該保有個人情報に記録されている情報に関する事務を所掌する行政機関の長等)と、移送に関する協議を行うものとする。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報に記録されている情報が、既に公にされ、若しくは公にする予定が明らかであると認められるとき又は情報提供等の記録であるときを除くものとする。なお、アからウに掲げる以外の場合に移送の協議をすることは妨げられないものとする。

ア 訂正請求に係る保有個人情報が行政機関等から提供されたものであるとき

イ 訂正請求に係る保有個人情報を記録した法人文書が行政機関等と共同で作成されたものであるとき

ウ 上記のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が行政機関等の事務・事業に係るものである場合等、行政機関等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき

- (2) 機構は、(1)に基づく移送に関する協議が整ったときは「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について」(様式第 19 号)により当該訂正請求書を移送するとともに、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)」(様式第 21 号)により通知するものとする。

第 8 章 訂正・不訂正審査及び決定並びに訂正の実施

1 審査及び決定

機構は、別に定めるところにより、当該請求に係る保有個人情報について、訂正の理由があるか否かを審査し、個人情報保護法第 93 条第 1 項に基づく訂正又は同条第 2 項に基づく不訂正のいずれかを決定するものとする。

2 訂正決定の通知

- (1) 機構は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うことを決定したときは、速やかに、訂正請求者に対し、「保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)」(様式第 23 号)により通知するものとする。この場合、訂正を行う当該保有個人情報を第三者に提供していたときは、当該第三者に対し、訂正決定を行った旨を「提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)」(様式第 24 号)により通知するものとする。
- (2) 機構は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないことを決定したときは、速やかに、訂正請求者に対し、「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)」(様式第 25 号)により通知するものとする。
- (3) 上記の決定は、訂正請求のあった日から 30 日以内に行うものとする。ただし、第 7 章の 3 により訂正請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- (4) 機構は、訂正請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由があると

きは、(3)の期限を延長し、訂正請求者に対し、「保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)」(様式第 26 号)により延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。

- (5) 機構は、訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査を行い、当該調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から 60 日以内に訂正決定等を行うことが困難な場合は、期限の特例を決定し、訂正請求者に対し、「保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」(様式第 27 号)によりその旨を通知するものとする。

3 訂正の実施の方法

機構は、訂正請求者に対して訂正決定を通知したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正を行うものとする。

第 9 章 利用停止請求書の受付

1 利用停止請求書の受付

機構は、個人情報保護法及び他の法令の規定に基づき開示された保有個人情報について、利用停止請求者から「保有個人情報利用停止請求書」(様式第 28 号)の提出を受けたときは、その記載事項を確認した上で、当該請求書を受け付けるものとする。

2 本人確認

機構は、利用停止請求書の受付に際して個人情報保護法施行令第 28 条に定める書類により、利用停止請求に係る保有個人情報の本人等であることを確認するものとする。なお、代理人においては、「委任状(利用停止請求)」(様式第 46 号)の提出を受けるものとする。

3 利用停止請求書の補正

機構は、当該請求書の記載に不備があると認められるときは、利用停止請求者の意思を確認し、補正により対応するよう努めるものとする。その場合において、利用停止請求者に対し文書で補正を求めるときは、「保有個人情報利用停止請求書の補正について(依頼)」(様式第 29 号)によるものとする。

また、明らかに請求先が異なる場合は、利用停止請求者に連絡し、当該保有個人情報を所管している行政機関等を教示した上で、利用停止請求者が了解すれば当該請求書を返戻し、了解しない場合は不利用停止決定を行うものとする。

第 10 章 利用停止・不利用停止審査及び決定並びに利用停止の実施

1 審査及び決定

機構は、別に定めるところにより、当該請求に係る保有個人情報について、利用停止の理由があるか否かを審査し、個人情報保護法第 101 条第 1 項に基づく利用停止又は同条第 2 項に基づく不利用停止のいずれかを決定するものとする。

2 利用停止決定の通知

- (1) 機構は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をすることを決定したときは、速やかに、利用停止請求者に対し、「保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)」(様式第 30 号)により通知するものとする。
- (2) 機構は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないことを決定したときは、速やかに、利用停止請求者に対し、「保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)」(様式第 31 号)により通知するものとする。
- (3) 上記の決定は、訂正請求のあった日から 30 日以内に行うものとする。ただし、第 9 章の 3 により利用停止請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- (4) 機構は、利用停止請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(3)の期限を延長し、利用停止請求者に対し、「保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(通知)」(様式第 32 号)により延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。
- (5) 機構は、利用停止請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査を行い、当該調査結果に基づき利用停止を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、利用停止請求があった日から 60 日以内に利用停止決定等を行うことが困難な場合は、期限の特例を決定し、利用停止請求者に対し、「保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)」(様式第 33 号)によりその旨を通知するものとする。

3 利用停止の実施の方法

機構は、利用停止請求者に対して利用停止決定を通知したときは、速やかに当該保有個人情報の

利用停止を行うものとする。

第 11 章 審査請求

1 審査請求

- (1) 機構は、開示決定等について不服がある者から、行政不服審査法(令和 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求を受けたときは、審査請求書の記載事項について確認した上で受け付けるものとする。
- (2) 機構は、当該審査請求書の記載について補正を要する場合は、請求者に対し、行政不服審査法第 61 条において準用する第 23 条の規定により相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- (3) 機構は、開示決定に反対する者から審査請求があった場合は、行政不服審査法第 61 条において準用する第 25 条の規定に基づき、必要に応じ、開示の実施を執行停止する。

2 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

- (1) 開示決定等について審査請求があったときは、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「諮問書」(様式第 34 号、様式第 35 号、様式第 36 号又は様式第 37 号)により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。
 - ア 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - ウ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - エ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- (2) 機構は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、個人情報保護法第 105 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者に対し、「情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)」(様式第 38 号)により諮問した旨を通知するものとする。

3 裁決

- (1) 機構は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求に対し、行政不服審査法第 44 条から第 46 条までの規定に基づき、裁決を行うものとする。この場合において、当該審査請求につき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会から出された答申を踏まえて裁決を行うものとする。
- (2) 機構は、当該審査請求について理由があると認めるとき(情報公開・個人情報保護審査会の答申において理由があると認められたときを含む。)は、当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更するものとする。

第 12 章 補則(特定個人情報に係る取扱い)

機構が保有する特定個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務については、次の表の左欄に掲げるこの要領の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 章 1	「保有個人情報開示請求書」(様式第 1 号)	「特定個人情報開示請求書」(様式第 38 号)
	開示請求手数料の納付	開示請求手数料の納付(開示請求手数料を免除する場合を除く。以下同じ。)
	様式第 1 号によらない開示請求	様式第 38 号によらない開示請求
第 3 章 2	「委任状(開示請求)」(様式第 44 号)	「委任状(特定個人情報に係る開示請求)」(様式第 47 号)
第 3 章 4 (2)	「保有個人情報開示請求に係る事案の移送について」(様式第 3 号)	「特定個人情報開示請求に係る事案の移送について」(様式第 39 号)
第 7 章 1	「保有個人情報訂正請求書」(様式第 17 号)	「特定個人情報訂正請求書」(様式第 44 号)
第 7 章 2	「委任状(訂正請求)」(様式第 45 号)	「委任状(特定個人情報に係る訂正請求)」(様式第 48 号)
第 7 章 4 (2)	「保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について」(様式第 19 号)	「特定個人情報訂正請求に係る事案の移送について」(様式第 45 号)
第 9 章 1	「保有個人情報利用停止請求書」(様式	「特定個人情報利用停止請求書」(様式第 4

	第 28 号)	7 号)
第 9 章 2	「委任状（利用停止請求）」（様式第 46 号)	「委任状（特定個人情報に係る利用停止請求）」（様式第 49 号)

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 19 年 10 月 1 日)

この要領の一部改正は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この要領の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日)

この細則の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日)

この要領の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日)

- 1 この要領の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の一部改正の実施の際、改正前の様式の取扱いについては、当分の間、なおその効力を有する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日)

この要領の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

様式第 1 号

開示請求書

[別紙参照]

様式第 2 号

開示請求書の補正

[別紙参照]

様式第 3 号

他の独立行政法人等への開示請求事案移送書

[別紙参照]

様式第 4 号 削除

様式第 5 号

開示請求者への開示請求事案移送通知書

[別紙参照]

様式第 6 号 削除

様式第 7 号

第三者意見照会書(法第 23 条第 1 項適用)

[別紙参照]

様式第 8 号

第三者意見照会書(法第 23 条第 2 項適用)

[別紙参照]

様式第 9 号

第三者開示決定等意見書

[別紙参照]

様式第 10 号

開示決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号

開示決定通知を行った旨の反対意見提出者への通知書

[別紙参照]

様式第 12 号

開示をしない旨の決定通知書

[別紙参照]

様式第 13 号

開示決定等期限延長通知書

[別紙参照]

様式第 14 号

開示決定等期限特例延長通知書

[別紙参照]

様式第 15 号

開示の実施方法等申出書

[別紙参照]

様式第 16 号

開示の実施方法等申出書

[別紙参照]

様式第 17 号

訂正請求書

[別紙参照]

様式第 18 号

訂正請求書の補正

[別紙参照]

様式第 19 号

他の独立行政法人等への訂正請求事案移送書

[別紙参照]

様式第 20 号 削除

様式第 21 号

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

[別紙参照]

様式第 22 号 削除

様式第 23 号

訂正決定通知書

[別紙参照]

様式第 24 号

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

[別紙参照]

様式第 25 号

訂正をしない旨の決定通知書

[別紙参照]

様式第 26 号

訂正決定等期限延長通知書

[別紙参照]

様式第 27 号

訂正決定等期限特例延長通知書

[別紙参照]

様式第 28 号

利用停止請求書

[別紙参照]

様式第 29 号

利用停止請求書の補正

[別紙参照]

様式第 30 号

利用停止決定通知書

[別紙参照]

様式第 31 号

利用停止をしない旨の決定通知書

[別紙参照]

様式第 32 号

利用停止決定等期限延長通知書

[別紙参照]

様式第 33 号

利用停止決定等期限特例延長通知書

[別紙参照]

様式第 34 号

1) 諮問書(開示決定等)／2) 諮問書(開示決定等)(別紙)

[別紙参照]

様式第 35 号

1) 諮問書(訂正決定等)／2) 諮問書(訂正決定等)(別紙)

[別紙参照]

様式第 36 号

1) 諮問書(利用停止決定等)／2) 諮問書(利用停止決定等)(別紙)

[別紙参照]

様式第 37 号

諮問書(不作為／2) 諮問書(不作為)(別紙)

[別紙参照]

様式第 38 号

諮問をした旨の通知書(異議申立人等)

[別紙参照]

様式第 39 号 削除

様式第 40 号 削除

様式第 41 号

開示請求手数料免除申請書

[別紙参照]

様式第 42 号

開示請求手数料の免除決定通知書

[別紙参照]

様式第 43 号

開示請求手数料の免除をしない旨の決定通知書

[別紙参照]

様式第 44 号

委任状(開示請求)

[別紙参照]

様式第 45 号

委任状(訂正請求)

[別紙参照]

様式第 46 号

委任状(利用停止請求)

[別紙参照]

様式第 47 号

委任状(特定個人情報に係る開示請求)

[別紙参照]

様式第 48 号

委任状(特定個人情報に係る訂正請求)

[別紙参照]

様式第 49 号

委任状(特定個人情報に係る利用停止請求)

[別紙参照]